

環政総発第 2405141 号
6 文科教第 375 号
令和 6 年 5 月 14 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

環境省総合環境政策統括官

文部科学省総合教育政策局長

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第 7 条に
基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに
協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更について

環境教育等の推進に関し、平素より御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、令和 6 年 5 月 14 日付で環境教育等による環境保全の取組に関する
法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。）第 7 条に基づく
「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基
本的な方針」（以下「基本方針」という。）が別添 1 のとおり閣議決定されましたので、
お知らせいたします。

基本方針は、有識者から構成される環境教育等推進専門家会議等での検討を経て、平
成 30 年 6 月以来 6 年ぶりに変更されたものです。変更後の基本方針の概要は別添 2 の
とおりですが、持続可能な社会の実現に向けて、学校を始めとした様々な機会において
質の高い環境教育等を実践するため、例えば、環境教育において特に重視すべき方法と
して、以下の三点を掲げています。

- ① 体験活動を通じた学びの実践
- ② 多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践
- ③ 情報通信技術(ICT)を活用した学びの実践

あらゆる主体・世代において、体験活動を通じた学び、立場や世代、価値観等が異なる

人との対話を通じた学び合い、ICTの活用による国内外の空間的制約を超える学び合い等を通じて、環境教育等に一層取り組んでいただくとともに、とりわけ下記の事項について格段の御配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

つきましては、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校等に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

また、各地方公共団体の長におかれては、環境教育促進法第8条に基づき、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めることとしていること、さらに同法第8条の2に基づき、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会を組織することができることとしていることに鑑み、必要に応じて、既存の行動計画の見直し、あるいは新たな行動計画の積極的な策定等についてご配慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 学校におけるESD活動支援センター等中間支援機能の積極的な活用について

近年の気候変動問題を始めとした環境問題の深刻化を受け、改定後の基本方針では、持続可能な社会の実現のためには、立場や価値観の異なる多様な主体・世代の間の対話と協働を通じて、個人の変容と社会や組織の変革を連動していくことが重要です。その上で、環境教育においては、こうした対話と協働を通じた学びを実践するため、人的・物的資源や情報などを各主体に的確に提供し、対話の場を創造するなどの中間支援機能を担う組織等の存在が必要です。

一方、こうした対話と協働を通じた学びを実践するに当たっては、その調整に時間や労力がかかることから、改定後の基本方針では、教職員の負担を軽減しながら教育の質や効果を高めていく具体的方策として、文部科学省と環境省の共同事業として設置したESD活動支援センターを活用することとしています。

ESD活動支援センターは、全国センター及び地方8センターとして設置されており、全国約190の地域ESD活動推進拠点と連携してESD推進ネットワークを構築する環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点であり、学校と地域、

企業等をつなげる中間支援組織として、環境教育等に関する相談対応や、各主体同士の学び合いを促す取組等多くの経験と知見を有しています（概要、連絡先は別添3参照）。

貴職におかれては、これらの趣旨を勘案の上、学校等における ESD の推進等に当たって、ESD 活動支援センターを積極的に活用していただきますよう、御配意願います。

なお、学校における ESD 活動支援センターの活用については、例えば以下の例が考えられます。

(学校における ESD 活動支援センターの活用例)

- ・環境問題をテーマとした探究学習の内容・構成に関する相談の受付や実践支援
- ・環境分野に取り組む企業や NPO 等の外部講師の紹介
- ・外部講師を活用した効果的な授業の構成に関する相談の受付
- ・児童生徒の成果発表や多様な立場・世代の人たちとの学び合いの機会の確保
- ・環境教育、ESD に関する教材・プログラムの紹介
- ・教職員等を対象にした環境教育、ESD に関する研修等の紹介 等

2 学校での修学旅行等における体験活動の充実について

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、立場や状況、価値観等が大きく異なる人との出会いや、大自然の景観や生態系・動植物、地域の文化・歴史・暮らしを体験する過程を通じて、環境や持続可能性に関わる問題を自分事化し、自らの暮らしとの関係について気づくことが重要です。改定後の基本方針では、これらを踏まえ、「日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと」を、環境教育の実践において大切にしたい点の一例として位置付けています。

この点において、学校では、修学旅行等がこうした体験活動を実践する有用な機会として、改定後の基本方針においても、修学旅行等で国立公園や青少年教育施設等を活用することなどを通じて、その地域でしか実施できない自然や文化の体験活動を実践することが重要としています。

近年は、SDGs への関心の高まりや地方創生の観点から、環境教育をテーマとした修学旅行等が地方公共団体や旅行者等により数多く企画され、学校においても、修学旅行等の前後に関連する授業を取り入れるなど、一過性の行事ではなく、探究学習の過程の一つとして位置付けられている事例が多く見受けられます。児童生徒等の非日常における体験活動を一層充実させるためにも、改定後の基本方針の趣旨を踏まえ、学校での修学旅行等における体験活動の充実に一層の御配意をお願いいたします。

3 「体験の機会の場合」の積極的な利用と認定促進について

「体験の機会場」は、安全性の基準を満たし、質の高い体験活動を提供する場として、環境教育等促進法に基づき都道府県知事等が全国で 33 か所を認定しています（令和 6 年 4 月 1 日現在。認定状況は別添 4 参照）。また、基本方針では、体験活動は、環境意識の形成に向けた重要な学習方法として位置付けられており、自尊感情や創造性の向上も期待されています。これらを踏まえ、「体験の機会場」を、学校の授業のほか、教職員や地方公共団体等の職員に対する研修の場として利用するなど、積極的な利用について御配慮願います。

また、個人又は民間団体等が所有等する土地又は建物を体験活動に利用している場合は、「体験の機会場」認定制度について、当該所有者等に積極的に働きかけるなど、一層の御協力をお願いいたします。